

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	9	担当課	畜産課
法令名	獣医療法施行令	根拠条項	1	許認可等の内容	診療施設整備計画の変更の認定	
<p>獣医療法施行令</p> <p>(診療施設整備計画の変更等)</p> <p>第一条 獣医療法 (以下「法」という。) 第十四条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る診療施設整備計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>2 法第十四条第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。</p> <p>3 都道府県知事は、法第十四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る診療施設整備計画 (第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの) に従って診療施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>(畜産業の振興に資するための診療施設の整備)</p> <p>第二十二条 法第十四条第三項に規定する畜産業の振興に資するための診療施設の整備とは、整備を図ろうとする診療施設に係る一年間の診療の業務量に占める牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る飼育動物の診療の業務量の割合が五十パーセント以上となることが見込まれる場合における診療施設の整備とする。</p>						